

# マレーシアにおける中国新移民

廖大珂・著（中国厦門大学南洋研究院教授）

奈倉京子・訳（静岡県立大学講師）

# マレーシアにおける中国新移民

廖大珂・著（中国厦門大学南洋研究院教授）

奈倉京子・訳（静岡県立大学講師）

グローバル化が進むにつれて、トランスナショナルな移民現象が注目されるようになった。しかし、東南アジア諸国の中国移民の受け入れ数は到底西洋の国には及ばず、学界ではあまり扱われていない。特に、マレーシアにおける中国新移民に関する研究は少ない。ここ数年、マレーシアに渡る中国新移民の数は明らかに増加傾向にあり、厦門大学の庄国土教授の推測によると、現在マレーシアに滞在する中国新移民は10万～15万人にも上るとい<sup>1</sup>。しかし、新移民の増加とともに多くの新しい問題も生み出されたため、マレーシアにおける中国新移民について研究することの必要性も増しているといえるだろう。

ここでいう新移民とは、「改革開放以降、国外に移住した中国公民」のことである。具体的には、就労移民、技術移民、投資移民、留学移民（訳者注：留学そのものを指すことや、留学を通してその延長で就労や婚姻などの形に切り替えながら移住していく人々を指す場合もある）、不法移民が挙げられる<sup>2</sup>。

## 一、マレーシアを訪れる中国人に対する政策

1957年、マレーシア独立以降、冷戦の影響や中国に対する不信感から、マレーシア政府は中国に対し厳しい移民政策を実施し、マレーシアに移住する中国人の数を制限してきた。1990年前後になると、国内、国外に関する様々な状況を考慮し、マレーシア政府は中国に対する移民政策を大幅に改正した。

1990年9月、マレーシアは中国人のマレーシアへの入国制限を改め、マレーシア公民のパスポートに印字されていた「中国行き無効」の文字を取り消し<sup>3</sup>、同時に、中国公民のマレーシア入国制限を緩めた。

1993年6月、マレーシアは中国人がマレーシアを訪れる際に必要なビザ申請の保安条例を改めた。9月、マレーシアは中国旅行コースを設けようとする旅行会社の特別登録の条件を取り消した。更に11月、1940年代、50年代に中国に戻ってきたマレーシア帰国華僑が再びマレーシアに赴き、家族訪問することを許可した。1994年2月、マレーシア入国管理局は更に中国公民がマレーシア入国のためのビザ申請に対し寛容な態度を取るようになった。1997年8月、マレーシアは香港公民がマレーシアを訪れる際、ビザなしで入国できるようにした。1999年7月、マレーシア政府は中国からの旅客がマレーシアの10箇所の入国処で現地滞在許可書の手続きができるようにし、マレーシアに14日間滞在できるようにした。1999年11月、中国・マレーシア両国の首脳会談の際、マレーシア側は中国公民がマレーシアで滞在期間を延長することに同意し、同時に中国側もマレーシ

<sup>1</sup> 庄国土「東南亜華僑華人数量的新估算」『厦門大学学报』2009年第3期、64頁。

<sup>2</sup> 張秀明「国際体系中的中国大陸移民—也談新移民問題」『華僑華人歴史研究』2001年第一期、22-27頁。

<sup>3</sup> 黄慧誠「馬來西亞華人与90年代的中馬民間交往」『東南亜縦横』2000年、58頁。

ア公民の入国制限を緩和した。こうして、中国・マレーシア双方の民間の交流が軌道に乗り始めた。

## 二、マレーシアが外国人に発給するビザの種類

### 1、観光ビザ

これは、観光、親戚訪問、商業活動を目的とする外国人に発給されるビザである。このビザを所持する者は、マレーシア滞在期間中に労務、ビジネスや専門的な仕事に従事することは許されない。2004年11月から、中国公民に対する観光ビザの有効期限を3ヶ月に延長し、滞在期限も14日間から30日に延長した。この政策により、旅客は行き来に必要な二日を除き、マレーシアに26日滞在することができるようになった。

マレーシア政府は外国人のマレーシアへの旅行を促すため、観光ビザ申請手続きを簡易化してきた。例えば、マレーシア観光局は2007年をマレーシア観光年と定めた。2007年6月には正式にネット上でビザ申請の受理を始め、手続きを簡易化し、申請時間を短縮することで、ビジネスマンやハイクラスの観光客を対象とした旅行業を営む人のために合理化を図り、更に少なくとも半年の往復マルチビザを申請できるようにした。こうして、観光ビザの申請が益々簡易化し、より多くの人々が観光ビザによってマレーシアを訪れるようになった。

**2、現地滞在許可書**（訳者注：母国で事前にビザ申請する必要がなく、現地に到着してから行う入国審査を経れば規定された日数の間滞在できる）

外国人観光客を誘致するために、マレーシアは一部の国家に対し、現地滞在許可書を施行した。例えば、事前にビザ申請を行っていない個人の観光客が、タイ或いはシンガポールを経由してマレーシアに入国した場合、現地滞在許可書を申請できる。中国を訪れた団体旅行客は、それを接待する受け入れ側の旅行会社が入国管理局の許可を得て、関連書類提出すれば、団体现地滞在許可書の手続きを行うことができる。第三国を経由してパハンティオマン島（Pahang Tioman Island）を訪れた観光客は、有効な帰りの航空券を保持していれば現地滞在許可書を申請することができる。

現地滞在許可書に関する法案は2006年8月に定められ、9月1日から施行され、中国、インド、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマーを含む23カ国の公民にマレーシア国際空港に到着してから現地滞在許可書の手続きを行うことを許可した。現地滞在許可書を取得した者はマレーシアに1ヶ月滞在することができるが、但し空港から入国した者に限られる。この決定は、より多くの人々が簡単にマレーシアを旅行することができるようになるためである。しかし、現地滞在許可書を乱用するケースも見られる<sup>4</sup>。

現地滞在許可書は団体旅行客を対象としたものであるが、これはとても簡単に申請できるため、中には団体旅行に参加し、共に入国してから単独行動を取る者や、失踪してしまう者までいる。これらの原因によって、その後マレーシア政府は現地滞在許可書の乱用に対して凍結措置を採ることになった。

2006年12月、マレーシアの国内事務局は外国人観光客が現地滞在許可書の乱用し、マレーシアで仕事をしたり不法滞在したりすることを防ぐため、マレーシア政府は若干の国に対して現地滞在許可書の凍結措置を採る可能性があること、これらの国の公民に対し厳格に処理する可能性までもあることを表明した<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 「厳発中国旅悠游簽證」：マレーシア『南洋商報』2004-2-23。

<sup>5</sup> 「27 中国人錯誤使用簽證控上法廷」：マレーシア『南洋商報』2002-10-18。

### 3、ビジネスビザ

ビジネスビザの有効期限は30日で、延長することもできる。このビザを取得してマレーシアを訪れた場合、ビジネスに関するシンポジウムや商品の紹介などの活動のみに従事することが許されており、商品のセールスをすることはできない。ところが、このビザの保持者の中にも違反行為を行う者が多く見られるようになった。例えば、2002年10月と11月、景德鎮の陶磁器を展示し即売するイベントで、中国人がそれらを売ったことにより拘束される、という事件が起こった<sup>6</sup>。

### 4、就労ビザ

マレーシアで仕事を行う場合、マレーシアの地元の会社から入国管理局に申請し、批准された後、入国管理局から申請者が所属する地区の大使館・領事館に通知し、社交ビザを発行させる。マレーシアに着いた後、再び入国管理局へ行き相応の長期ビザに変更する(これを就労許可証ともいう)。就労許可証は以下のように分けられる。

(1) **臨時雇用証明書 (Visit Pass, Temporary Employment)** : 技術レベルの低い職業に就く外国人労働者に発給されるビザで、有効期限は3ヶ月から6ヶ月であるが、満期を迎えた後、延期することもできる。このビザは一種の「外国人労働者」ビザで、このビザの保持者は通常申請した業種や地区の中でのみ仕事をする事が許されている。

実際の状況を見ると、多くの外国人労働者はまず観光ビザで入国し、30日以内に雇い主が就労許可証を申請する。しかし、中には仲介者に騙され許可証を得られないケースや、偽造の許可証を発行され合法入国者が不法になってしまうというケースも起きている。

目下、マレーシア政府は一部の職種にのみ許可を与え、熟練した或いは基礎をみにつけ成長過程にある中国の職人や専門家をマレーシアに引き入れるようにしている。例えば、骨董家具、彫刻、陶磁器製造、建築業、製造業や紡績業などで、ホテルやレストラン経営も含む。

(2) **専門家許可証** : 1年以下の契約を交わしマレーシアを訪れる専門技術者に発給される。例えば、舞踊、撮影、科研、講演、インフラ整備、宗教活動の従事する者で、弁護士、医師、会計士、エンジニア、ソフトウェア開発者なども含まれる。或いは、現地機構と短期の契約を交わし入国する者も指す。許可証の有効期限は契約によって決められるが、但し一度に12ヶ月を越えることはできない。

(3) **就労許可証 (Employment Pass)** : 2年以上の契約を交わしマレーシアへ訪れる専門技術家や2年以上の契約で雇われた者に発給される。期限は2年から3年で、満期以降延長することもできる。外国人がこのビザを申請するには、マレーシアの関係政府機関や居住外国人委員会の審査を受け、批准されなければならない。専門の就労ビザや臨時就労ビザを申請する雇い主は、200万米ドル以上の会社登録資金が必要である。

### 5、学生ビザ (Student Pass)

学生ビザはマレーシアの学校側が入国管理局に申請し、許可された後、入国管理局から申請者が所属する大使館、領事館に社交ビザを発給するように通知する。マレーシアに入国した後、入国管理局へ行き、相応の種類長期ビザに交換してもらう。大学生は学校から入国管理局へ申請し、高校生以下は各州の入国管理局が審査を行う。外国人学生の就労は週に20時間を越えてはならない。且つ、従事できる職種の範囲も制限されており、学

<sup>6</sup> 「挙弁陶磁展 32 中国人被拘留」：マレーシア『南洋商報』2002-1-4、「居留3年可申請社交簽證」：マレーシア『南洋商報』2003-5-4。

校にも報告しなければならない。就労ビザを申請する必要はない。大学・高校は外国人学生の履修科目に関する年数のみを証明すればよい。即ち、必要な年数によって学生ビザが発行されるが、毎年更新しなければならない。

## 6、親戚訪問ビザ

期限は6ヶ月で、マレーシアで仕事、学習、生活する中国公民の配偶者や親戚が入国管理局に申請する。申請の際、親戚関係証明、配偶者や親戚の就労ビザの提出が求められる。親戚訪問ビザを申請する者は、その訪問の対象が直系の親戚か兄弟姉妹で、彼らが保証人にならなければならない。

本人がマレーシア公民と結婚し、現地で就職しており、尚且つ会社が就労ビザを申請してくれる場合は、配偶者就労ビザを申請することができる。このビザは配偶者計画(Spouse Program)に属する訪問ビザ(Visit Pass: Temp Working Permit)で、有効期限は通常1年から2年である。就労ビザを申請せずにマレーシアで仕事をすることは不法であり、その後永住権を申請するのが困難になる。2003年3月1日から、マレーシア男性の外国籍の妻である場合、マレーシアに3年居住すれば長期の社交ビザを申請することができ、現地で仕事をすることもできる<sup>7</sup>。

## 7、扶養家族ビザ(Dependant Pass)

就労ビザを所持する者の配偶者や子どもに発給され、マレーシアで生活することが許可される。就労ビザを申請する際に同時に申請することも可能であり、また就労ビザが下りてから申請することも可能である。短期就労ビザを所持する外国人や就労ビザを所持する外国人専門技術者の配偶者や子どもに対して、入国管理局が入国通行証を発給する。外国籍専門家の配偶者は扶養家族ビザを得ることができるが、マレーシアで就労することはできない。但し、高学歴・高技術を持つ場合は就労ビザを申請することができる。

2003年3月1日から、就労ビザ或いは臨時就労ビザを所持する者の外国籍の妻は、マレーシアで3年以上仕事をすれば、保持しているビザが満期を迎えてからも、上述した社交ビザで続けてマレーシアで就労することができる。扶養家族ビザを保持している外国籍専門家の子どものについても、学習ビザを申請することができ、マレーシアで教育を受けさせることができる。もし彼らが既に卒業していて、且つ21歳未満の場合、学習ビザを自動的に扶養家族ビザに変更することができる。

# 三、マレーシアにおける中国人労働者

## 1、マレーシアの中国人労働者受け入れに対する制限

マレーシアの経済発展は過度に外国人労働者に頼ってきたが、彼らは主に隣国からの労働者であるため<sup>8</sup>、マレーシアにおける中国人労働者は比較的少ない。しかし、一定数の不法労働者が存在する。

マレーシアは外国人労働者の受け入れに対し、厳しい規定、制限を定めている<sup>9</sup>。

(1) 外国人労働者の受け入れ範囲を限定し、審査を厳格にした。2006年1月6日、マレ

<sup>7</sup> 「居留3年可申請社交簽證」：マレーシア『南洋商報』2003-5-4。

<sup>8</sup> Patrick Pillai, Labour Market developments and International Migration in Malaysia, from Migration and the Labour Market in Asia, Prospects to the Year 2000, Organization for Economic Co-operation and development, 1996, pp.137-149.

<sup>9</sup> 「修訂聘外勞指南 4 領域須按生產規模雇用外勞」：マレーシア『南洋商報』2000-1-6。

ーシア政府は外国人労働者招聘指南を修正し、4つの主要領域で外国人労働者を受け入れることを規定した。但し、生産規模によってその数が決められる。

①農業：アブラヤシ、ゴム、野菜、果物など、栽培面積によって外国人労働者の雇用数が決められる。アブラヤシは1ヘクタールにつき1名、ゴムは4ヘクタールにつき1名、野菜は1ヘクタールにつき2名、果物は4ヘクタールにつき1名の外国人労働者を受け入れることができる。

②製造業：原則的に製品の60%以上を輸出する業種は外国人労働者を雇うことができる。例えば、電子製造業は全職員の40%、家具やプラスチック加工業は80%、紡績業は60%の外国人労働者を受け入れることができる。

③建築業：主に、住宅を対象とする不動産業、商業オフィスを対象とする不動産業、橋の建築、高速道路の建築の4つの業種を指し、それぞれの職種は更にいくつかの等級に分けられ、各等級によって一定数の外国人労働者を受け入れることができる<sup>10</sup>。

④サービス業：スーパーマーケットやレストラン業を指す。但し、クランバレー（Klang Valley）、ペナン（Pulau Pinang）、イポー（Ipoh）、ヌグリ・スンビラン（Negeri Sembilan）、マラッカ（Malacca）、ジョホール・バル（Johor Bahru）地区に限られており、他の地区で外国人労働者を雇うことはできない。

(2) 申請は雇い主が責任持ってしなければならない。外国人労働者紹介所を介して申請することはできない。2002年6月から、国内製造業（家具製造業を除く）の外国人労働者の雇用申請に関する業務は、一括してマレーシア国際貿易および工業局が設立した外国労働者委員会（Committee on Foreign Labour at Ministry of International Trade and Industry）が全権と責任もち、担当することになった。外国人労働者は各種の健康診断、研修を受け、マレーシア政府機関が発行する証明書を受け取らなければならない。

(3) 女中の受け入れを規定した。入国管理局は女中の雇用を制限し、家庭の月収が5,000リンギット（Ringgit、記者注：1リンギット＝約30円）以上の場合のみ女中の雇用を許可する。同時に、雇い主は外国人労働者紹介所を通して女中を雇わなければならない。毎年女中一人につき、人頭税360リンギットを納めなければならない。また、2004年から、政府は雇い主に対し強制的に女中のために保険を掛けさせている。

マレーシアは多くの国に対し外国人労働者市場を開放しているが、長期的に見ると、中国労働者の受け入れを許可してこなかった。2003年9月、中国—マレーシア間で署名された就労に関する覚書によって、中国はようやく正式にマレーシアに労働力を輸出する資格を得ることができたのである。

労働に関する覚書が交わされる以前、マレーシアで仕事をしていた中国人技術労働者は少数であった。中でも船員、捺染、電子プログラミング技術員などの、マレーシアで大規模な建設プロジェクトを担当していた会社から派遣された専門技術者が中心であった。2003年末までに、中国側が把握していたマレーシア滞在の中国人労働者数は5582人であった<sup>11</sup>。その他の労働者の大部分は不法労働者であった。

<sup>10</sup> 建築領域は以下の通りある。住宅不動産は不動産価値が500万リンギットから6000万リンギットの場合60名から300名以内の外国人労働者を雇うことができる。ビジネスビルの不動産は、不動産価値が1000万リンギット以下の場合、30名以下の外国人労働者を雇うことができ、1000万から6000万以内の場合40名から80名以内の外国人労働者を雇うことができ、6000万リンギット以上の場合、100名以内の外国人労働者を雇うことができる。橋の建築は、資産価値が500万から1000万リンギット以内の場合、30名以内の外国人労働者を雇うことができる。高速道路建設工事の場合、現場で工事を行うグループ1つに含むことのできる外国人労働者数は50人であるが、工事の規模によって雇える人数が決められる。以上の情報は「修訂聘外労指南4領域須按生産規模雇用外労」『南洋商報』2000年1月6日による。

<sup>11</sup> 謝国祥（駐馬来西亞使館経商処）「馬来西亞外労市場及外労政策現状」『国際工程与労務』2004年第7

労働に関する覚書が交わされた後、マレーシアは中国に対し、古典建築、陶磁器の製造、家具の製造、木製家具の加工の4つの労働市場を新たに開放した。しかし『覚書』は中国人労働者受け入れに対し一定の制限を加えた。例えば、建築業の分野では、補修師や設計士といった特別な技術を有する技術労働者のみを採用し、単純労働者は除外された。サービス業の分野では、中国のコック、室内設計士、補修師を採用し、接客のような単純労働者は含まれていない。マレーシア内政局の批准を得てから、企業はマレーシア、中国両政府に指定された機関で中国技術労働者を受け入れる手続きを行う。基本的に中国労働者の雇用期間は3年だが、仕事に対する姿勢がよく高い評価を受けた者は2年の延長ができる。5年後、もしマレーシア職業技術証明書を獲得すれば、更に5年の延長ができる<sup>12</sup>。

『覚書』が施行されてから、実質的には2004年4月になって最初の中国労働者がマレーシアに入国し就労し始めた。4つの職種のうち、家具製造業の分野のみで中国労働者が採用され、他の3つの職種は実質的にまだ開放されなかった。しかし、依然として多くの中国人がマレーシアで様々な仕事に従事している。最も多いのはレストラン、中医薬局、ゴム園、建築、バー、クラブである。多くの中国公民が「スネイクヘッド」を介して観光ビザで入国し、入国後失踪して不法滞在者になっていくのである。

## 2、中国におけるマレーシアに労働者を提供するための代理機関の設置

中国—マレーシア間で取りまとめられた『覚書の了承』によると、中国政府はマレーシアに中国労働者を提供する責任を18の機関に委託した。審査に通った中国労働者の資料はこれらの代理機関に管理され、マレーシア側は雇い主に関する情報を直接これらの機関に提供し、申請を行うのである。同時に、マレーシア側は国家職業技術訓練理事会で労働者に対する審査を行い、合格した者のみが入国できる。

これらの代理機関は労働者の技術研究、資格認定と2週間の現場実習を行い、選ばれた労働者はマレーシア政府の要求に合わせなければならない。

## 3、マレーシアにおける中国人労働者

ここ数年、マレーシアは中国に対して労働市場の開放を制限し、大量の中国労働者が正規の方法でマレーシアに入国することができなくなったため、非正規の方法で入国し、次第に不法労働者になっていくという現象が起きてしまった。2003年、福建省出身者の中で正規の方法で入国した者は僅かに4.7万人で、非正規な方法で入国した者は数十万人にも上る。

2004年4月マレーシア入国管理局の報告によると、2002年に53万人の中国人が入国したが、36万人しか離れていない。2003年には50万人の中国観光客が入国したが、離れたのは僅かに約三分之一であった<sup>13</sup>。マレーシア政府の2002年と2003年の入国記録が示しているのは、有効期限を過ぎている中国人が185000人もいるということである<sup>14</sup>。しかし、中国側の統計によると、マレーシアにおける中国不法滞在労働者は2万から4万人の間であり、マレーシア側が提示している数字ほどではない。

不法滞在している中国人は、レストランで仕事をしているか、或いは道端で露天を開き物を売っている者が多い。また女性の中には風俗産業に従事している者もいる。「これら

---

期。

<sup>12</sup> 「馬來西亞勞工政策」、中華人民共和國商務部出國勞務網、<http://chinalabor.mofcom.gov.cn/labor/LaborDetail.html?sp=S53d886b50caecaf5010caecc2bdc00fb>、2006-7-7。

<sup>13</sup> 「五万中国游客非法滞留 大馬將大規模搜捕」  
[http://www.singtaonet.com/global/asia/t20051122\\_58295.html](http://www.singtaonet.com/global/asia/t20051122_58295.html)、2005-11-22。

<sup>14</sup> 「移民庁近期檢挙非法滞留中国人」マレーシア：『南洋商報』2004-4-18。

の人は主に中国農村出身者が多く、また一部は小規模な都市や町の出身者で、家の生活状態が良好でない人々である。彼らは金持ちになりたいと切に願っているので、中国やマレーシアの不法な仲介業者に騙され、マレーシアに不法で出稼ぎに来ることになってしまった<sup>15</sup>。また一部ではスネイクヘッドを通して、不法にマレーシアに進入した者もいる。

2004年4月、マレーシアに駐在する中国大使館参事官、許澤友は、次のように述べている。「中国政府はマレーシア政府と協力し、完備した方案を考え、共にスネイクヘッド集団や不法な仲介業者を撲滅し、中国公民の滞在事件が今後、合法にマレーシアを訪れようとする中国人に影響を与えないようにしなければならない」<sup>16</sup>。

#### 4、中国労働者がマレーシアで不法労働を行う原因

(1) **経済的誘惑**：中国不法労働者は農村出身者が多く、経済状況が悪い。マレーシアの労働者に対する報酬が中国よりも高い。不法労働は余剰労働力の就職を助け、送金されてくる外貨が利益をもたらすため、中国農村の官員は見て見ぬ振りをする<sup>17</sup>。

(2) **詐欺**：中国で合法の仲介業者が不法な手段を用いて中国労働者を送り込む（観光ビザで労働者を派遣するが、マレーシアに着いてから就労ビザを取得することができず、不法労働者と化していく）。中国とマレーシアの仲介業者が手を組み、労働者の保証金と費用を騙し取る（よく見られるのは、仲介業者がまず観光ビザで中国労働者をマレーシアへ送り込み、その後、偽造証明書を作成する集団と通して、労働許可証を含む様々な証明書を偽造し、中国労働者に売る）。中国不法仲介業者の詐欺（仕事を紹介することや高収入が得られるということをおびき寄せ、中国労働者を取りまとめて観光、ビジネス、留学、親戚訪問の形で入国させるが、入国してみると仕事がない）<sup>18</sup>。

(3) **中国の輸出労務管理の不備**：輸出労務管理が混乱している。有効な政策法規が規範化されていない。労務市場が整備されていない。膨大な地下労務仲介市場が存在し<sup>19</sup>、

<sup>15</sup> 2004年4月16日、中国マレーシア大使館在駐の副領事、寧軍が中央テレビ局の「経済30分」の番組のインタビューに応じた際にも、マレーシア政府が公開しているこの数を述べた。詳細は「致富心切受非法仲介欺騙10個中国人滞留馬來西亞」マレーシア：『南洋商報』2004年4月17日を参照のこと。

<sup>16</sup> 王春貴「中国建議擴範圍 商引進中国外勞細節」マレーシア：『南洋商報』2004-5-30。

<sup>17</sup> 2003年9月26日、83名の中国人労働者が仲介会社に騙され、マレーシアへ働きに来たが、行き先を失った。その中に莆田出身の郭明雄という、39歳で15歳と7歳の二児をもつ者がいた。彼は1999年、故郷で起きた大洪水の時に家屋が破壊してしまった。政府の支援により、銀行から2万元を借りて家屋を建てたが返済に苦しんだ。その時、地元の代理店の広告を見て、高収入に魅力を感じ、代理店を通してマレーシアへ出稼ぎに来たのであった（「馬來西亞市場違規案例分析」<http://www.jctrans.com/luntan/topic.asp?topicid=34413&topicitype=12>, 2004-11-17）

<sup>18</sup> 例えば、2003年1月23日、福建のH会社に属する漳州支店（以下漳州支店と称す）とマレーシアのGEIYANG HOLDINGS SDNBHDという会社（以下GHS会社と称す）が労働契約を結び、漳州支店はビジネスビザを取ってGHS会社へ11名の建築労働者を派遣した。その後、GHS会社は漳州支店に労働を名義として更に300名の労働者を派遣するように提案した。2月下旬、福建のH会社は在華マレーシア大使館の商業局にGHS会社へ300名の建築労働者を派遣することについて相談した。中国の商業局はこの願い出を受け取って、中国はマレーシアに単純労働者を提供する国ではなく、H会社はマレーシアへ単純労働者を派遣すべきではないという明確な態度を示した。しかし、漳州支店はその意見を聞かず、引き続き観光の形式で46名の建築労働者を派遣し、更に他の仲介業者にビジネスビザか観光ビザの発行を行わせて88名の労働者をマレーシアへ派遣し、労働に従事させた。労働者はマレーシアへ着いた後、マレーシア側の会社の労働証明書を得ることができず、給料も約束した基準のものではなかった。5月の初め、労働者は集団でマレーシア在駐の中国大使館商業局へ行き、状況を説明し、問題を解決してほしいと頼んだ。労働者の中には座り込みをして大使館にプレッシャーをかける者までいた。聞くところによると、GHS会社は2名のシンガポール人と2名のマレーシア人がともに会社登録を行ったが、文書偽造を疑われている（「中国促大馬政府聯手嚴打非法仲介活動」『南洋商報』2003-6-6を参照）。

<sup>19</sup> 福建省を例にとると、現在福建省には正式に批准されて営業している対外労務経営会社が49あり、海外へ労働者を送る仲介機関が18ある。しかし、地下の仲介会社との衝突の中で、これら正規の会社の業務が次第に縮小しており、悪循環に陥っている（吳亮、項開來「出国勞務怎一個亂字了得」『國際商報』



2つの方法を用いて労働者を海外に送出している。1つは、国外で労働者募集の情報を把握し、国内で労働者を取りまとめた後、正規の「出国手続き」会社を探す方法。もう1つは、正規の会社は国内において比較的低い経営資本で労働者を募るネットワークがないので、地下の仲介組織に頼ることによって、合法会社が「不法化」していく。

#### 四、マレーシアに不法滞在する中国女性

##### 1、風俗業に従事する中国女性

マレーシア政府が公開しているデータによると、警察が売春所で逮捕した華人女性は2000年196人から2004年1821人に増加している。2005年前半5ヶ月で既に1000人を越えており<sup>20</sup>、風俗業に従事する者が急増傾向にあることがわかる。

中国女性の入国の方法は多くあるが、主に観光ビザ、就労ビザ、学生ビザを取得していくケースや偽造ビザを用いて入国する者が多い。それからムスリム女性に偽装したり、偽造結婚の方法で入国したりする女性もいる。

売春婦の多数は、自ら進んで売春行為を行っているが、一部は売春を斡旋する集団に脅かされて無理やり売春行為をさせられる女性もいる。売春を斡旋する集団は労働者や学生の募集、観光を名目に中国の若い女性を騙し、マレーシアに連れてきて売春行為をさせる。誘拐することさえある<sup>21</sup>。売春行為を行う場所は大都市で、多くはマッサージ店、パブ<sup>22</sup>、クラブやスパ（マレーシアでは「パパイヤ園」と呼ばれている）<sup>23</sup>に集中しているが、安いホテルで行われることもある。

##### 2、マレーシアの中国女性商人

中国女性の中にはマレーシアで商売をしている者もいる。彼女らは主に中国から仕入れた小物商品を買っている。マレーシアのメディアは、中国女性が益々増え、マレーシアで商品の押し売りをしており、都市の市場や地面に商品を並べる露店で売るだけでなく、郊外や村の中の路地で売り歩く跡形も見られると報じている。例えばロータス（Lotus）では、毎日数十人の中国男女の商人が手に2、3箱の商品を提げて押し売りしている姿が見られ、市の中心のバス停の傍らや夜の市では10人を越える中国女性商人が地面に商品を並べて売っている<sup>24</sup>。ジョホール・バル（Bahru）でもまた多くの福建莆田人が小規模の商売を営んでいるのが見られる。彼女たちの扱う商品は様々で、品種も取り揃えており、値段も安い。偽物の商品も氾濫している。主な商品は、腕時計、器具、ベルト、電話、装飾品、薬、化粧品、衣服、玉の工芸品、アクセサリ、小さな電器製品、望遠鏡、皮のカバン、ライター、ステンレス皿、タバコ、お茶、ビデオディスクで、まるで移動する「雑貨店」のようだ。

彼女らは一般的に旅行会社が観光ビザの手続きをしてもらい、入国する。費用も比較的

---

2004-8-19。）

<sup>20</sup> 呉亮、項開来「出国労働者一个乱字了得」『国際商報』2004-8-19。

<sup>21</sup> 張天賜「求職者中国女子が多数を占める」（マレーシア青年運動ネット）

<http://ymm.org.my/index.php?option=com-joomlaboard&Itemid=29&func=post&do=reply&replyto=2795&catid=10>

<sup>22</sup> 「馬來西亞准許中国游客直接免『落地簽證』」マレーシア：『南洋商報』2006-11-7。

<sup>23</sup> 「過江妓大馬搶灘、色情行業與日俱增」マレーシア：『中国報』2006-5-1。

<http://tjoo0219.bokee.com/viewdiary.10931372.html>

<sup>24</sup> 「中国女性行商人が競って喫茶店やレストランで物を売りつける」南洋網。<http://www.nanyang.com/index.php?ch=8&pg=19&ac=437327>

2004-12-22。  
<http://www.nanyang.com/index.php?ch=8&pg=19&ac=437327>

安く、年齢は 20 歳から 30 歳の間である。その中には風俗に足を踏み入れる女性もいる。女性商人の大部分が福建莆田の出身である。彼女らがマレーシアに来るための方法は「師匠」の紹介であり、既にそのネットワークが形成されている。「師匠」とは、先にマレーシアへ渡り商売をしている人のことで、新人は師匠に付いて経験を伝授してもらうことからこのように呼ばれている。このような師匠を探すのは決して難しくない。調査によると、通常女性商人が一度マレーシアへ行くと数千元から数万元の利潤が出るという。このような送り出し方とマレーシアでの商売の形はすでに整ったネットワークを形成しているので、莆田の涵江では大規模な商品の卸し市場があり、マレーシアや東南アジアの他の国に行き商売をする人をターゲットに商品を提供している。一度に卸す商品は、少ない時で 7000 元から 8000 元、多い時には 10 数万元にも達する。通常、これらの商人は 30 キロの商品を自分で運び、60 キロを空港で預け荷物として送る。卸し市場には多くの運送会社があり、東南アジアへの運送を専門に行っている。もし東南アジアで商品が足りなくなったら、商品番号をファックスすればこれらの運送会社が発送してくれる。また地元にいる親戚や友達に商品の仕入れと発送を頼むこともある。

女性商人がマレーシアに到着すると、一般的に安価な宿を借りるか、仲間と共同で市の中心にある宿を借りて出費を抑える。彼女らは不法に商売をしているため、常に警察や入国管理局の人に捕まえられるか心配している。また地元のヤクザのゆすりに遭うこともあり、強奪されることさえもある<sup>25</sup>。

## 五、マレーシアにおける中国人留学生

### 1、中国人留学生を増やす政策

マレーシア政府はより多くの留学生をマレーシアに誘致するために、私立大学に対して様々な補助を施している<sup>26</sup>。例えば、奨学金の提供や、教育促進を目的に海外で事務所を設立することの他、外国人留学生を募集するにあたり関連法律を修正することさえも検討している。

### 2、中国人留学生の増加

マレーシアが中国人留学生を募集し始めたのは 1996 年である<sup>27</sup>。マレーシアの教育大臣によると、2007 年、マレーシアに留学した外国人は前年度の 2 万 2824 人から 3 万 6466 人に増え、増加率は 69.4%にも達したという。そのうち、中国人留学生は 1 万 1058 人で 1 位を占めており、次に多いのがインドネシア人留学生で 7500 人であった<sup>28</sup>。中国人留学生が増えた背景には、次のような要因が考えられる。

#### (1)費用が少なくて済むこと

費用が少なくて済むことは、マレーシア留学の最大のメリットの一つである。2009 年の費用も平常通り、即ち学費は 2.5～3 万人民币元、生活費は 1.5～2 万人民币元で、1 年でかかる費用は合わせて 4～5 万元程度である<sup>29</sup>。これは欧米留学と比べればずいぶん安いと言える。マレーシアトレンガル大学 (University Malaysia Terengganu) を例にとってみると、その学費は年間 7000 元程度で、中国の一部の大学よりも安いいため、普通のサラリー

<sup>25</sup> 以上は厦門大学南洋研究院福建僑郷チームの調査資料による。

<sup>26</sup> Michael Yeoh, Chong kuang yin, Lim Chai Mee and David Wong, *Pelanduk, Globalisation and its impact on Asia*, Kuala Lumpur, Pelanduk Publications, 2003, p18.

<sup>27</sup> 「馬來西亞留学紹介」『英語沙龍 (実戦版)』2009 年第 6 期。

<sup>28</sup> 「馬來西亞への中国人留学生の増加」[http://news.china-b.com/lxdt/20090311/791356\\_1.html](http://news.china-b.com/lxdt/20090311/791356_1.html)

<sup>29</sup> 周玉紅、張応龍「当代馬來西亞大陸留学生的主要特点」『東南亜研究』2007 年第 1 期。

マン家庭でも負担できる。一般的に、マレーシアの生活費は中国広州よりも安く済むという。当大学の所在地は、マレーシアの中でも物価が安く、かつ風景の美しいところでもある。

また、私立大学は 2008 年より様々な奨学金や助成金を提供し<sup>30</sup>、多いところでは学費の 40%を減免する制度があるという。それは、中国のサラリーマン家庭が子どもをマレーシアに留学させる動因の一つとなった。

#### (2)ビザ取得が簡単であること

中国に駐在するマレーシアの政府関係者によると、2008 年度マレーシアへの留学ビザの取得率は 99%であるという。それに、保証金、ビザ取得の面接、英語能力証明（例えば IELTS）なども不要であるため<sup>31</sup>、マレーシアへ留学しようとする者に対して大いに便宜を図っているといえる。

#### (3)資格外活動制限の緩和

当初、留学生在がアルバイトに従事することは法律によって禁じられていたが、2005 年以降、マレーシア政府の制限が緩和し、ホテル、ガソリンスタンド、レストラン、スーパーなどでアルバイトすることが認められるようになった。ただし、アルバイトをしたい留学生在は所在大学の国際交流センターに申請し、大学側は学生の成績によって可否の結論を出すという手順を踏まなければならない。また、勉学の時間を十分に確保させるために、留学生在のアルバイトは週に 20 時間以内とされている<sup>32</sup>。

#### (4)資格制限が少なく、英語による授業を受けられること

中国人留學生に対しては特に学歴の制限がない。高校生、専門学校生、短大生は在學生、卒業生を問わず、また社会人大学生も、独学生も自由に応募する資格をもつ。さらに、英語の普及率が高いマレーシアでは、生活においても仕事において英語を公用語としている。実際、99%の大学で、英語による授業を実施しており、英語のレベルを高めるためにマレーシアに留学する中国人留學生が多くいる。

#### (5)学制が短く、第三国へ移動しやすいこと

マレーシアは前から「踏み台留学先」と呼ばれている。マレーシアの多くの大学は、イギリス、アメリカ、オーストラリア、カナダ、シンガポールの有名な大学と提携し、デュアルディグリーのカリキュラムや単位を交換制度を設けている。また、学部は 3 年制となっており、上述諸国における提携校へ転入しやすいメリットがある。さらに、留學生は学位を獲得するほか、国際的に通用する資格などを手に入れることもできる。したがって、マレーシア留学を英連邦（the British Commonwealth）へ留学するための踏み台として考えている人が多くいる<sup>33</sup>。無論、卒業後マレーシアで就職するという選択肢もある。マレーシアには、中国に進出するために、マレーシア留学の経験がある中国人を募集する企業も少なくない。一方、留學生側から見れば、マレーシアで安定した職につき、一定の年数を経ればマレーシアの永住権を手に入れることができるというメリットがある<sup>34</sup>。

現在、中国人留學生のうち、マレーシアで専門的資格のコースを受けている者が 46%を占めているが、学部生もしくは修士課程の大学院生は 4 分の 1 に留まっている。中でも、文科系が殆どで、理科系はその次である。専攻は主として経済学、ホテル・マネジメント、英語、IT、プログラミング、PC 科学、医学などである。

#### (6)適応しやすいこと

<sup>30</sup> 「馬來西亞留学の十大理由」『出国与就業』2008 年第 10 期。

<sup>31</sup> 「高簽證率留学馬來西亞」『21 世紀』2008 年第 7 期。

<sup>32</sup> 「留学打工業規定多」『留學生』2009 年第 3 期。

<sup>33</sup> 周玉紅、張応龍「当代馬來西亞大陸留學生的主要特点」『東南亞研究』2007 年第 1 期。

<sup>34</sup> 周玉紅、張応龍「当代馬來西亞大陸留學生的主要特点」『東南亞研究』2007 年第 1 期。

中国人留学生はマレーシアの生活環境に適応しやすい。例えば、ニライ (Nilai) はクアラルンプールから車で 45 分ほどのところにある町で、そこにはインチ (Inti) カレッジとニライカレッジがあり、中国人留学生が集中している。そのため、ニライ (Nilai) はまるでチャイナ・タウンのようになっている。この町に留学している中国大陸からの留学生は 2000 人以上といわれている<sup>35</sup>。ニライ (Nilai) の道を歩いていると、北京なまりの中国語ほかに、何種類かの中国の方言が聞こえる。湖南省出身の鄧菲は、「私たちは授業中だけでなく、普段の生活の中でも、英語で会話しています。英語で会話することが困難ではありません」と話していた<sup>36</sup>。しかし、中には暑い天気になれない者もいる。食べ物がかつて問題であったが、今や問題ではなくなった。大学付近の新築団地で経営しているレストランや食堂なども中国人留学生の味の好みに合わせて、中国北方と中部地方の料理を提供し始めている。

### 3、中国人留学生の問題

#### (1)学位、単位の認可問題

まず、中国とマレーシアは、互いに学歴、学位や単位を認め合うレベルに至っていないという問題がある。2006 年 5 月に、中国は東南アジア諸国連合 (ASEAN) において、学歴、学位、履修単位に関する議論をし、相互に認め合うことに合意したものの、その後実質的進展が見られないのが現状である。

#### (2)年齢・性別の制限

2003 年、マレーシア入国管理局は 25 歳以上の中国人女子留学生に対してビザを発行しないことを決めた。そのため、各私立大学から差別的な施策だと苦情が寄せられた。現在、この制限は緩和されたが、中国の女性が留学の名の下にマレーシアで働くことを防ぐため、25 歳以上の外国の女性に対して厳しい審査を行った上で、留学ビザを発行している<sup>37</sup>。

#### (3)粉飾募集の問題

一部の私立大学では名だけの学部が設立され、詐欺行為が疑われ、中国人留学生の不信感を招くことになった。その罠にはまり、マレーシアに入国してホステスをさせられた女性もいれば、またコックとして働かされることになってしまった男性もいる<sup>38</sup>。2002 年 10 月、マレーシア入国管理局は風俗業と裏で手を結んでいる疑いのある私立大学 18 校を公表した。それらの大学の学生がほとんど中国人であることが明らかになった<sup>39</sup>。また、就労を目的にマレーシアへ入国する外国人に学生ビザを発行し、彼らを低所得労働者にすることで利益を図ろうとする大学もあるという。

## 六、婚姻や投資によって移民する中国人

### 1、婚姻によって移民する中国人

ここ数年、マレーシアでは外国籍の妻を娶ることがブームになっている<sup>40</sup>。中国人花嫁は言語や文化が近いので、マレーシア男性の人気を集めている。2006 年マレーシア政府の統計によると、既に 6000 人を超える中国女性がマレーシア男性と結婚の登録をして

<sup>35</sup> 「馬來西亞成中国学子留学新拠点」シンガポール：『海峡時報』2004-11-12。

<sup>36</sup> 「留学の新拠点となったマレーシア」[http://www.073edu.com/T\\_NewsShow.asp?NewsID=535](http://www.073edu.com/T_NewsShow.asp?NewsID=535)

<sup>37</sup> 「マレーシア 25 歳以上の中国人女子学生の就学を認め」<http://news.sohu.com/86/66/news213686686.shtml>

<sup>38</sup> 「不法業者与中国代理勾結詐騙中国大使館頻繁接到投訴」：マレーシア『南洋商報』2002-07-24。

<sup>39</sup> 「厳防外国学生不良活動嚴謹過濾入学資料及背景」：マレーシア『南洋商報』2002-10-18。

<sup>40</sup> 「中国人妻を好んで娶るマレーシア男子」<http://www.tigtag.com/overseas/Print.asp?ArticleID=37172>、2003-10-17。

いる。

中国女性がマレーシア男性と結婚すると、婚姻居住ビザが得られるが、就労することはできない<sup>41</sup>。マレーシア政府は就労ビザを獲得した者にのみ、職に就くことを許可しており、200万米ドル以上の会社登録資本を持つ会社しか外国人を雇うことができない。中国人花嫁が仕事をする場合、本人が雇われ、その雇い主の会社から申請してもらい、就労ビザを得なければならない。就労ビザの申請はとても面倒なので、会社は外国人よりも地元の人を雇いたがる<sup>42</sup>。このため、中国人花嫁の多くが家に居るしかなく、中には不法な闇の仕事に就く者もいる。

マレーシアでは、大部分の外国人女性妻は「ワイフビザ(マルチビザ) Wife Visa”(Multiple Visa)」を所持しており、毎年更新が必要である。中国籍の場合は半年に一回更新しなければならない。ビザ更新のためにはクアラルンプールまで行かなくてはならず、とても不便である。4年から5年居留態度が良好であるという記録が残されて初めて長期居住を申請することができる。しかし帰化することはできない。2003年3月1日から、外国籍妻はマレーシアに3年居住すれば長期居留ビザが申請できるようになった。こうして外国妻の身分証明書の制限が一定程度緩和された。

マレーシアの長期居留権の期限は5年で、自由にマレーシアに出入りできる。5年が過ぎると永住権を申請する資格が得られる<sup>43</sup>。永住権を申請するためには合法的な婚姻関係にあり、良好な態度であることの記録とマレーシアに忠誠を尽くすことが求められる。批准するかどうかの決定権は政府にある。中国女性の中にはマレーシアに25年も生活していながら永住権申請の資格が得られない者もいる。中国籍妻はマレーシアでは社会的地位が低く、不当な待遇を受けることもしばしばあり、また家庭内暴力に遭う者までいる。

マレーシアの国籍法では、中国公民とマレーシア公民が結婚した場合、男性がマレーシア公民であればその子どもはマレーシア国籍を得ることができることになっている。女性がマレーシア公民の場合、その子どもの出身地がマレーシアであれば国籍を申請することができるが、外国で生まれた場合、国籍を得ることができない<sup>44</sup>。

## 2、投資移民：第二の故郷計画

高収入を有するより多くの外国人をマレーシアに引き込み、居住や事業を奨励し、経済をより発展させるため、特に観光業の発達や国内消費を促すことを目標とし、1996年マレーシア政府は「マレーシア第二の故郷計画」を打ち出した<sup>45</sup>。当時、50歳以上の者のみ申請できるといった制限が多かったため、あまり効果が見られず、1996年は7名の外国人しか申請が見られなかった。2002年2月に至っても814名の外国人のみの申請に留まっていた。そこで、マレーシア政府は規制を緩和する必要に迫られ、2002年3年、年齢制限を廃止し、申請に通った者には10年間、マレーシアの出入りを自由にする権利を与え、その家族や18歳以下の未婚の子どもにも居留を認める、という内容を盛り込んだ修正を行った。マレーシア政府はこの一連の計画を「マレーシア第二の故郷計画」と呼んだ。

申請者は以下の条件を満たさなければならない。申請者は健康診断書の提出を行い、更

<sup>41</sup> 「外籍新娘異郷掙扎(下): 商业跨国婚姻渐增」: マレーシア『東方日報』2006-6-14  
<http://www.orientaldaily.com.my/print.asp?alp=6188>

<sup>42</sup> 「鹊桥哪堪渡 离合总是愁 移民厅政策棒打有情人」 マレーシア『南洋商報』1999-01-22。

<sup>43</sup> 「マレーシア・黄金棕櫚樹休日村100問」 <http://villa.focus.cn/newshhtml/1128694.html>

<sup>44</sup> 「マレーシア移民局：マレーシア国籍政策一」 <http://www.chuguo.cn/common/emigration/Malaysia/>

<sup>45</sup> 「マレーシア第二の故郷サービスセンター：マレーシア第二の故郷居住計画の歴史と背景」  
<http://www.mm2hcenter.com/view.asp?387>

に医療保険に加入しなければならない。同時に以下の収入に関する条件を満たさなければならない。年齢 50 歳以下の場合、30 万リンギットの定期預金口座を開設しなければならない。50 歳以上の場合、15 万リンギットの定期預金口座を開設するか、退職証明など月収 1 万リンギットであることの証明書を本国合法機関によって発行してもらうことが必要である<sup>46</sup>。申請に通った者は、専門的なサービスを行う場合やマレーシア政府の許可を得た場合を除き、仕事に就くことができない。但し、入国管理局の許可を得れば、現地で商業活動や投資を行うことや、会社を興すこともできる。

年齢 50 歳以下の申請者は、1 年後、住宅の購入や子どもの教育費、医療費として最高 24 万リンギットの補助金を得ることができる。2 年目から、6 万リンギットの貯蓄を維持しなければならない。年齢 50 歳以上の者は、1 年後、住宅の購入や子どもの教育費、医療費として最高 9 万リンギットの補助金を得ることができる。2 年目から、6 万リンギットの貯蓄を維持しなければならない。

「第二の故郷計画」は、中国の学生にとってもマレーシアに留学するための新たな方法として利用された。申請者は 18 歳以下の未婚の女性(2009 年 6 月 21 歳に引き上げられた)<sup>47</sup>は子どもを連れて行くことができるので、学生ビザを申請し、現地の学校に就学させることができる。申請に通った者の子どもは、マレーシアの現地の学校で勉強することができ、国際教育を受けたという経験にもなる。また物価や生活費も欧米の国よりも安い。両親が付き添いで行くにせよ、親戚訪問をするにせよ、休暇を利用して親戚で集まるにせよ、マレーシアに行くのにとっても便利である。同時に、子どもの将来の仕事のためにもより良い条件となる。

この計画は中国移民を多く誘発した。この計画が施行されてからその年の 9 月 30 日までの僅か 6 ヶ月の間に、179 名の中国人が申請し、その数は日に日に増している。8 月、9 月の増加数はそれぞれ 49 人、55 人であった。

2005 年 11 月までに、合わせて 1,100 余りの人がマレーシアに定住する資格を得た。その内、中国人の占める割合が 60%である<sup>48</sup>。2006 年 4 月になると、申請に通った者の数は 8,574 人にも達し、そのうち、中国大陸が最も多く、1,779 人、台湾が 558 人、香港が 218 人であった。

---

<sup>46</sup> The Malaysia My Second Home Programme  
<http://www.ckten.com.my/chinese.html>

<sup>47</sup> The Malaysia My Second Home Programme  
<http://www.ckten.com.my/chinese.html>

<sup>48</sup> 「マレーシア私の第二の故郷計画、4 月から一斉に手続きを開始」中国僑網、2006-02-24.  
<http://www.hsm.com.cn/news/2006/0224/68/17955.shtml>